

就学援助制度についてのお知らせ

常総市教育委員会 学校教育課

常総市では、お子様を市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対し、給食費や学用品費など学校でかかる費用の一部を援助する制度を設けています。

なお、申請につきましては、下記の書類が必要になります。

提出書類について

①申請書

(在学中の学校もしくは学校教育課から配付いたします。)

②通帳の写し

(継続で申請する方は提出不要。新規、変更がある方はご提出願います。)

③委任状

(在学中の学校もしくは学校教育課から配付いたします。)

※注意してください※

令和3年1月1日現在に常総市に住民票のある方は、課税証明書等の添付書類は不要となります。

※ただし、令和3年1月2日以降に、常総市に転入された方で、次の申請要件で申請される方は、前住民票地の市町村役場から、16歳以上で収入のあった世帯全員分の令和3年度の市県民税(非)課税証明書(コピー不可)を取得し、申請書とともにご提出ください。
その際、所得証明書や源泉徴収票での申請はできませんので、ご注意ください。

①世帯全員の市民税が非課税又は減免されている

②その他(経済的に困窮している等)

※提出書類に不足があった場合、教育委員会学校教育課からご連絡いたします。

《問い合わせ先》 常総市役所石下庁舎 常総市教育委員会 学校教育課 学務係
常総市新石下4310番地1
TEL0297(44)6346

【援助されるもの】

※医療券において、個人番号の記入が必要です。

対象者	支給内容	備 考
生活保護世帯	修学旅行費	修学旅行費 行事終了後、学校の報告書により1人当たりの費用を確認し金額決定（お土産代など個人的な費用は含まれません）
	医療費	学校保健安全法で決められた疾病のみ（う歯・結膜炎・中耳炎等） 「医療券」を持参して受診（学校へ申請依頼が必要） ●全額を市が負担 ●個人番号の記入
その他の対象者	学校給食費	毎月分
	学用品費	学期ごと ●1月あたりの金額 小…約900円 中…約1,800円
	校外学習・共同宿泊学習 修学旅行費	遠足、スキー、修学旅行等 認定及び支給については、生活保護世帯と同じ
	新入学児童生徒学用品費等	新小1・新中1の入学前認定者及び4月認定者のみ ・新小1・新中1で1/21までに書類を提出し、認定となった場合 →入学前の2月に支給 ・新小1は4/1までに書類を提出し、認定となった場合 →入学後の5月に支給 ●小5 1,060/年 中6 0,000円/年 ※令和3年度実績額 <u>別紙「就学援助(新入学児童生徒学用品費等)の入学前支給について」をご参照ください。</u>
	通学用品費	新小2～6 新中2～3の4月認定者のみ （1/21までに書類を提出した方） ●小中とも2,270円/年
	医療費	負担額以外は生活保護世帯と同じ ●医療券で受診した医療費の3割分を市が負担 ●個人番号の記入
	通学費 自転車購入費	小 通学路4km以上の交通機関利用者 ※限度額有り 中 通学路6km以上の自転車通学者 ※限度額有り

※これらの援助は、一定の条件を満たす場合に定められた金額によるもので、かかった経費すべてについてお支払いするものではありません。

【認定について】

教育委員会、学校長、社会福祉課と協議し決定します。申請内容や世帯全体の所得状況によっては、認定とならない場合もありますので、ご了承ください。

【援助費のお支払いについて】（7・12・3月予定）

援助費は、保護者様の口座へ直接振り込む予定です。ただし、下記は教育委員会より各機関へ直接払いとなります。

*給食費…給食センターへ *医療費…医療機関へ

【喪失及び返還について】

年度の途中で認定資格を喪失された場合は、喪失時期に合わせて援助費の返還をしていただくこともありますので、必ず教育委員会までご連絡願います。

認定資格の喪失・・・社会福祉課による受給資格の見直しや婚姻により児童扶養手当の該当者でなくなった場合。他市町村に転校した場合など。

※学校の集金等については、滞納のないようご協力ください。

なお、上記は令和3年度の実績を基に作成しているため、今後変更となる場合があります。